

老人問題とその対策

特集
3

石渡金吾

1——戦後におけるわが国老人の社会的地位

終戦後の老人くらい不幸な宿命を背負わされているものはないと、私は思っている。戦前の老人は、親として、戸主として、家父長的特権にまもられて、いともんびりと、しかも威張って暮していることができた。法律上、親の同意がなければ、子供は勝手に結婚もできなかつたし、また別居することも容易ではなかつた。何から何まで親の同意をえなければできなかつただけに、いきおい、子供は親にたいし従順にならざるえなかつた。まして、「孝は百行のもと」と、親に孝養をつくすことが人倫の基本として尊重され、極端な場合は、親のため娼妓に身売りすることすら、美德と考えられていた時代もあったからである。

しかるに、敗戦後は憲法や民法がすっかり改正されて、人権尊重のたてまえから、法の前では親も子もまったく平等の立場にたたされ、老人は、一朝にしてその特権を剝奪されて、安易な家父長の權威の座からひきづりおろされ、旧来の家族制度は完全に崩潰してしまった。のみならず、個人主義、自由主義、民主主義などの外来思想がとうとうとして流れこんできて、若い世代の人々に共感をよび、敬老精神は極度に薄らいで老人の立場を一層みじめなものにしてしまった。

もちろん、個人主義といい、自由主義といい、それ自体決して間違った思想ではなく、それぞれ長い伝統につちかわれた立派な思想である。ただ悪いことに、欧米の人々は何百年来これらの思想のなかではぐくまれてきただけに、それが完全に身体にとけこんで、血となり肉となって、何等の不自然さもなく通用しているのだが、われわれ日本人の場合は、戦後急激にこれらの思想を吸収しようとして、とかく未消化のまま鵜呑みにしたきらいがあったため、いろいろの誤解やいきすぎを招

いた。これらの若者達のなかには、新しい時代にはもう子供が親を扶養する義務はなくなったんだと公言してはばからないものさえいた。だが、実際はそうではなく、わが国では、法律は改正されても、まだ親を扶養する子供の義務は厳として残されているのである。ただ昔のように、長子が家督をついで、全面的に親を養う責任を負わされていたのにたいし、子供全体が親の扶養義務を平等に分担することになっているにすぎない。しかし、この平等の義務というのが、いささかくせもので現実には、物価騰貴に追いつけぬ低賃金による不安定な経済生活のため、それが敬老精神の低下とあいまって、とかくこの責任を他に転嫁しがちで、その結果、大勢の子供がありながら、親が子供達の間を転々としてたらいまわしにされて、味気ない生活をおくっているというケースがこの頃非常にふえてきている。

さらに悪いことには、戦後わが国は、経済成長の波にのって、産業はますます大規模となり、生産のオートメーション化と技術の高度化は、その工程をますます単純化し、従業員にはそれほど熟練を必要とせず、ただスピードが要求されるようになった。したがって、経験は浅くても、頑丈な身体で敏捷な活動のできる若者が調法がられ、とかく老人は敬遠されがちになってきた。オートメーション化した生産工場では40才以上のものを雇用する必要がないとまでいわれ、必然的に、老人は離職の機会が多くなり、しかもいったん職を離れると、ふたたび職につくことは容易なことではなくなった。

2----- 人口の老令化と生活不安

一方において、医学や薬学の進歩、公衆衛生など社会福祉施策の整備充実、スポーツその他健全娯

楽の普及、生活水準の向上等により、日本人の平均寿命がいちじるしく延長されるとともに、また一方においては、社会思想の変化とともに、家族計画にもとづく受胎調節や産児調節がさかんになったため、出生率もいちじるしく減少し、いわゆる多産多死型から少産少死型に移行し、老令人口は、絶対的にも相対的にも急激な増加を示すにいたった。昭和10年~11年には、日本人の平均寿命は、男46.92才、女49.63才で、まだ、いわゆる「人生わずか50年」の域を脱しなかったのであるが、それが昭和42年には、男68.91才、女74.15才となり、わずか30年の間に、じつに20才以上も延長されたのである。現在では、60才以上の老人がすでに1千万人をこえ、総人口の10.3%をしめるといわれ、今後この傾向はますます強まって、昭和55年には総人口の13%、同75年にはほぼ20%にたっし、5人に1人は60才以上の老人になると推計されている。また、15才から59才までのいわゆる「生産年令人口」6,810万人にたいし、60才以上の老令人口は2,076万人になると推定されているので、そうなると、大体生産者3人で1人の老人を扶養しなければならなくなる計算になる。このまま推移すれば、今後の老人の立場はますます苦しくなるであろうことは火をみるよりもあきらかである。現在でも、寿命こそ延びたけれど、その長寿を手ばなしでよろこぶことのできないようなみじめな老人があまりにも多い。生活の不安から、余命いくばくもない老人が無残にも自ら命を断つ人すら決して少なくはない。皮肉にも、もっとも祝福されるべき「敬老の日」の当日、首をつったり、身投げをしたり、高い所から飛びおりて死んだ多くの老人の記事が報道されている。痛ましいかぎりである。昭和40年の1年間にわが国の60才以上の老人で自殺したものの数はじつに4,520人の多きを数えている。この自殺については、よく北欧の国々の例をひきあいにだして、「これらの

国々に自殺者が多いのは、社会保障制度がゆきわたりすぎたための逆効果である」という人がある。しかし、じつは、自殺率はわが国のほうが北欧諸国のそれよりもはるかに多く、ことに、女の自殺率は世界第一位を占めている。しかも、北欧諸国では高令者の自殺者は比較的少ないのに、わが国の場合は、65才以上、とくに80才以上の高令者に自殺者が多いのが特徴である。北欧諸国では、社会保障制度が完備しているために年をとっても生活の上で何の不安がないばかりではなく、個人主義に徹しているから、比較的孤独な生活にもたえる力を持っているのにたいして、わが国では、まだ社会保障制度がきわめて不備で、日常生活が保障されていないばかりでなく、万一病気にでもなった場合、満足に療養できず、高令になればなるほど、その不安が増大し、ついには死を決するにいたらしめることにもなるのであって、これがわが国の高令者に自殺者が多いゆえんであると思われる。

とにかく、人生において、何が不幸だといって、不安な老後の生活ほどもじめなものはない。老後の不安な生活にもいろいろあるが、まづ第一に、老人と若い人との間には思想上の断層による軋轢がある。若い人はまえにのべたように、個人主義や自由主義の新しい思想を吸収するに急なあまりその真意を理解するにいたらず、誤解や行きすぎを招き、老人はまた、頑強に過去の伝統や慣習を固執して、新しい思想についていくことができず、相互に理解を欠いて、ことごとく確執を重ねている。

また、いわゆる核家族化や団地生活などにもなる住居の問題もおこる。近頃は、結婚をさかいに親の手元を離れて別居する者が多く、また、たとえ子供夫婦が親と同居しようとしても、都会では、十分な広さをもつ独立した家屋をもつということはなかなか困難で、1間か2間の狭いアパー

トに住む人が多くなってきた関係上、とかく親が家族のなかからはみだしがちで、ついには邪魔者あつかいされ、親子のあいだにトラブルをおこす場合が非常に多い。

つぎに、老令のための離職による経済的不安がある。わが国の大企業ではほとんどが定年制を設けている。昭和36年3月の日経連の調査によると、379社のうち366社、すなわち96%の会社が定年制をとっていると報告している。そして、定年は男女共55才というのがいちばん多い。欧米には定年制のあるところは少く、あっても、65才とか67才という高年制をとっている。これは欧州諸国とちがって、労働人口の多いことと、年功型賃金制をとっている日本の特殊事情によるものである。しかし、何といても、平均寿命のいちじるしくのびた現在のわが国では、55才ではまだまだ働きざかりといってよい。結婚も遅れがちのため、その時分には、まだ子供も大学在学中であったり、嫁入り前の娘達をかかえている場合が多く、経済的負担がまだ大変である。しかも、高年令層の再就職はきわめて困難であり、かりに再就職できたとしても、その条件は極度に悪いのが通例である。一時の退職金では、物価高の今日、そう長い年月一家の生活をもちこたえられるものではない。高額の恩給所得のある者は別だが、厚生年金や国民年金にたよらなければならない国民の多数は、その年金が少ないばかりではなく、その支給年限が厚生年金は60才、国民年金は65才からということになっているから、停年から5年ないし10年のギャップがある。この停年から年金受給までの空白期間を、その前後を文明の交通機関に見たてて、ぞくに「徒歩連絡の期間」といわれているが、はたして僅かばかりの退職金で、途中息切れもせず無事目的地にたどりつくことができるだろうか。停年後の生活不安はきわめて深刻なものがある。さらに、病気にかかった場合、ことに脳

卒中後遺症などでねこんでしまった時の不安感にいたっては、とうてい余人の察知しえざるものがある。国民皆保険制度が実施されているといっても、一般の健康保険では、家族の場合その医療費の5割を、また国民健康保険では、被保険者全員その3割を負担しなければならず、長期療養を要する場合など、到底その負担にたえられなくなるであろう。現に、老人福祉法で、65才以上の老人の無料検診制を実施しているにもかかわらず、その受診率がきわめて悪いのも、有病と診断された場合の医療費や生活不安におびえるからである。

3 老人問題対策

1・停年制の廃止を

老人問題は、いかにしたら老人の生活不安を解消し、健康で安らかな人生をおくらせることができるかということであろう。まえにのべたように老後の生活不安はいろいろのかたちであられるけれど、せんじつめれば、それは経済的な生活不安と心身の健康上の不安とに要約することができる。したがって、老後の生活不安を解消する対策としては、根本的には、勤労者の完全雇傭や十分な老令年金の給付などで、国が国民の所得を保障するとともに、医療の国営や医療費の全額公費負担等で、国民の健康を保障することが先決問題であり、さらに、これにともなう各種の福祉施設を整備充実させることにあるといえよう。所得保障については、まず賃金所得が考えられる。しかし、老人福祉法にも「老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会をあたえられるものとする」〈第3条第2項〉と規定され、だれもが就職の機会をあたえられることが保障されているにもかかわらず、現実には、ほとんどの企業に停年制がき

められ、一定の年限勤続すれば、自動的に離職のうきめをみることになっており、しかも、いったん職をはなれたら再び就職することは容易なことではなく、その間一定期間だけは、失業保険である程度面倒をみてもらうことができるが、それからさきはまったく収入の途をたたれてしまうのである。であるから以上のような欠陥を改善するためには、まず法の規定を忠実に実行するため完全雇傭の途を講ずべきである。だいいち、55才停年制のごときは時代に相応しないものであり、社会的にみれば、労働力の浪費ともいうべきものであって、じつにもったいない話である。ことに、上級校への進学率がふえ、若い労働力の供給が需用に追いつけなくなりつつある現在ではなおさらである。

このさい、社会政策の立場からも、産業政策の上からも、こうした停年制はすみやかに廃止するか、廃止しないまでも、せめてその年限を65才位にまでひき上げるべきである。さらに、職業調整法とでもいうべきものを制定して、高令者むきの職業や職種をえらび意思と能力のある老人には、だれにでも就職の機会を保障する必要がある。

2・生活できる年金制度の確立

つぎに、働く力をなくした老人達は、年金でその生活を保障してやらなければならない。現在、各種の公的年金があるが、そのうち恩給や公務員の共済組合による老令年金などは、どうやら最低限度の生活保障にちかい線までいっているといえるかもしれないが、その他の厚生年金保険や国民年金保険では、その給付水準がきわめて低いので、まだまだ、とうてい生活保障などといえる程度のものではない。厚生年金保険では、毎月一定の掛金をして20年以上納めたのち、男は60才、女と坑内夫は55才になって退職した場合、ようやく1万円を支給されるにすぎない。国民年金保険では、拠

出制の場合でも、20才から60才まで所定の掛金を納めて、65才から月5千円あてしか支給されず、無拋出制にいたっては、月額わずかに1,700円で、生活を保障するどころか、ようやく小遣錢くらいにしかならない。憲法では「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ことを保障し「国はすべての生活部面に於て、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定している。とくに老人の福祉については、世界に冠絶する老人福祉法という単独立法まで制定して、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ、健全で安らかな生活を保障されるものとする」〈第2条〉と規定して、老人は社会の功労者として敬愛され、かつ、はっきりとその生活を保障されているのである。いづれも、いたれりつくせりの法文であるが、現実には全く空手形にひとしく、残念ながら絵にかいた餅にしかすぎない。つねに福祉国家を指向しているわが国としては、まことに残念なことである。せめて、実質的に最低限度の生活をささえるだけの老令年金や住宅手当などを支給するよう努力して、一刻もはやく、英米や北欧諸国のような老後の生活保障の水準にちかづけることが緊急の要務である。

3・老人医療費を無料に

つぎに、老人がたえず病気にたいする不安にさらされているのは、それが慢性化して治療が長びく場合が多く、多額の医療費を要することを思うからである。老人を病気にたいする不安感から解放してやるためには、まず、第一に病気になっても何の必配もなく、悠々療養に専念しうような態勢を整えなければならない。それには、かりにも人の生死を支配するような大事な医療の仕事を個人の営利的事業にまかせず、できれば、これをすべて国営にして、病気にかかった場合は、たとえ

僻村でも、いつでも、だれでもが安心して、万全の手当を受けられるようにすべきである。だが、一朝一夕にそうした理想を実現することは容易なことではないだろうから、それまでの過渡期としては、せめて老人だけでも、治療費を全額公費で負担するよう措置して、老人が病気にたいしていただいている不安感を取り除いてやるのが肝要である。

4・福祉施設の整備

生活保障にしても、医療保障にしても、法制上の改革ばかりではなく、これに対応する諸々の福祉施設を整備充実することが肝要であることはもちろんである。たとえば、老人の生活を保障するためには、まづ老人の住むにふさわしい、特別に配慮されたアパートや小住宅の建設も必要であろうし、その食事をまかなうためには、栄養食の配給機関というようなものの設置も必要であろう。また、単身もしくは子供をかかえた独身の老人世帯のために、定期的にその家庭を訪問して家事の手伝いをしたり、病人の世話をしたりするホームヘルパーやナースヘルパーも必要であろうし、常時介護を要するような老人を世話するための老人ホームも必要になるであろう。ひとくちに常時介護を要する老人といっても、脳卒中後遺症による肢体不自由者もいれば、全盲の老人もおり、精神に欠陥のあるものもいるから、その病状に応じてそれぞれ専門の施設が必要になってくる。そのほか、地域における老人福祉の中心機関として、その生活や健康の相談と指導、職業の斡旋や授産、保健、休養、慰安、娯楽に関する催しなど、あらゆる福祉活動の拠点となる老人福祉センターもほしいし、また、ごみごみした長屋で、汗とほこりにまみれて暮している多くの老人達に、たまには、都会のなかやその近郊で、比較的閑静な所を選んで一日の清遊をこころみさせてやる憩いの家

や、静かな山のいで湯や空気の澄んだ海岸で、泊りがけで休養させてやるための保養所のごときもほしいもののひとつである。また、医療の保障にしても、たとえ、国もしくは地方自治体が全面的にその費用を負担するとしても、老人病専門の病院なり診療所なりが、全国いたるところに普及して、老人がいつでも安心して、十分な手当が受けられるような態勢にならなければ、実質的にはなんの効果もないわけである。さらに、身体上の健康ばかりではなく、精神上の健康をたもつこともきわめて大切である。精神病的疾患は別としても、とにかく老人のおちりがちな孤独感などのため、心の安定を失うようなことのないよう、いろいろの福祉サービスによる対策を講じなければならない。まえにのべたホームヘルパーの仕事なども、つねに身寄りのない孤独な老人達を訪ねて、話相手になったり、その相談に応じて懇切に指導してやったりするので、この面でも大きな貢献をしていると思う。また、昭和26年以来実施され、いまや一大国民的行事にまで発展した「としよりの日」の運動などは、よく世論に訴えて国民の敬老精神を喚起し、いろいろの形で老人達をなぐさめ、激励して、とにかくしめりがちな老人の心にほのかな灯火をともしてやったことも、大きな功績といわなければなるまい。また、時をおなじくしてはじめられた老人クラブは、地域の老人達が集まって、老人同志おたがいになぐさめあい、励ましあって、新しい時代に順応するよう努力して、安らかに生きがいのある人生をおくろうとするもので老人の心の健康にどのくらい役立っているかわからない。この老人クラブが創設以来、燎原の火のごとくたちまち全国津々浦々に普及発達して、今や全国のクラブの総数6万8千余、会員数450万人を数えるにいたったという。まさに時代の要請を反映するものといえよう。

要するに、老人の問題はたんに老人だけの問題ではなく、同時に、やがては同じ運命をたどるべき青少年にも関係のある問題で、いわば国民全体にかかわる重大な社会問題であるから、これをたんなる倫理上の問題として、精神面の啓蒙を強調するばかりでは、いつまでたっても解決することはできない。基本的には、まず国が社会政策として、国民がその生活を維持し、その心身の健康を保持するにただけの所得と医療とを保障するとともに、各種の福祉施策を整備充実して、国民すべてが、としよりになっても、経済的にも精神的にも、何の不安もない生活をおくることができるようにすることが肝要であるということである。といっても、国の施策だけですべてが解決するものではない。国民全体が「助け合い」の精神でおたがいに協力することが必要である。さらに重要なことは、老人自身の心構えで、老人福祉法にも「老人は、老令にともなって生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、その知識と経験を社会に役立たせるように努めるものとする。」<第3条>と規定しているとおおり、老人だからといって、いたずらに世間に甘えてばかりいてはいけない。自分の身体は自分でまもる努力も必要だし、社会の庇護を受けると同時に、自らもその能力の許すかぎり、社会に奉仕することも忘れてはいけない。ひたすら他からの救いにすがろうとする者は、永久に救われることはない。最後に、自分を救うものはやはり自分自身でしかないということも、よくよく録記すべきであると思う。

<ハマノ愛生園園長>